

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、定款第49条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本植物調節剤研究協会（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会並びに入会金及び賛助会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (賛助会員)

第 2 条 この法人の活動を賛助する個人又は団体は、理事長の承認を得て賛助会員になることができる。

### (理事会への報告)

第 3 条 理事長は新たに前条の賛助会員になった個人又は団体について、理事会に報告しなければならない。

### (入会手続)

第 4 条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (入会金及び賛助会費)

- 第 5 条 賛助会員は、入会するときに入会金 10 万円を納入しなければならない。
2. 賛助会員は、1 口以上 (1 口 5 万円) の賛助会費 (年額) を納入しなければならない。
  3. 既納の入会金及び賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

### (賛助会員の特典)

第 6 条 賛助会員は、この法人が発行する機関誌及び資料等の配布を受けるほか、情報提供を受けることができる。

### (賛助会費の使途)

第 7 条 入会金及び賛助会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (脱会)

第 8 条 賛助会員は、次の各号により脱会するものとする。

- (1) 賛助会員から脱会通知の提出があったとき
- (2) 正当な理由がなく賛助会費を 3 年間以上滞納したとき
- (3) 理事会の決議により除名がなされたとき

2. 賛助会員の除名が審議された理事会において、当該賛助会員には弁明の機会を与えなければならない。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第 1 0 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

賛助会員入会申込書

平成 年 月 日

公益財団法人

日本植物調節剤研究協会理事長 殿

(住 所)

(団 体 名)

(個人名又は代表者名)

㊞

このたび、貴協会の賛助会員として入会したいので、下記のとおり申し込みいたします。

記

入会希望日 : 平成 年 月 日

添付書類 :

賛助会員脱会届出書

平成 年 月 日

公益財団法人

日本植物調節剤研究協会理事長 殿

(住 所)

(団 体 名)

(個人名又は代表者名)

印

このたび、貴協会の賛助会員を脱会したいので、下記のとおり届出いたします。

記

脱会予定日 : 平成 年 月 日